

税のお知らせ

12月の納税等

固定資産税／第3期
国民健康保険税／第6期
後期高齢者医療保険料／第6期
保育料／12月分
納期限／12月27日(金)

納期限内の納付にご協力ください。
納付書にe-L・QRが印字されている場合は、スマホ決済アプリや地方税お支払いサイト(クレジツト納付)を利用して納付が可能です。また、e-L・QRに対応した全国の金融機関で納付が可能です。納付には口座振替の利用もできます。

土地・家屋の異動届けをお忘れなく

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。本年中に土地の現況地目が変わったり、家屋が取り壊された場合には**早急に届出をお願いします**。届出がないと、変更となっていることや取り壊されていることがわからず、翌年度以降も変更・滅失前のままで課税されることがありますので、

ご注意ください。

●登記のある固定資産の所有者変更や取り壊し

◎土地の所有者変更や分筆等した場合
移転登記をしてください。

◎登記をしている家屋の所有者変更や取り壊しをした場合
移転または滅失登記をしてください。

◎法人登記の所在地を変更した場合
法人登記を変更しても、固定資産税の所在地は変更されませんので、不動産登記の所在地も変更してください。

●問合せ先
津島法務局
☎2612423

●登記をしていない家屋の所有者変更や取り壊し

◎所有者を変更した場合
「未登記家屋所有者変更申請書」を提出してください。

■必要書類
①未登記家屋所有者変更申請書(税務課窓口または村公式ホームページ↓暮らし↓税金↓固定資産税にて入手できます。)

②売買契約書または遺産分割協議書の写し

③関係者全員の印鑑証明書の写し

◎取り壊しをした場合
「建物滅失届」を提出してください。

■必要書類
①建物滅失届(税務課窓口または村公式ホームページ↓暮らし↓税金↓固定資産税にて様式を入手できます。)

②建物取り壊しの契約書の写し

③解体業者の取り壊し証明書

税務署からのお知らせ

令和7年1月の申告相談は事前予約制です

令和6年分の所得税・消費税および贈与税の確定申告については、令和7年1月上旬から国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」でサービスを開始予定です。「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力するだけで、所得税・消費税および贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書等の作成・e-Taxによる送信ができます。

●問合せ先
総務部税務課

税務署での令和7年1月の申告相談については、事前予約制で行います。事前予約は、令和6年12月2日(月)から開始する予定です。※予約枠の数に限りがありますので、ご了承ください。



国税庁ホームページ

●問合せ先

津島税務署 個人課税第一部門
☎2612161(代表)

※電話は自動音声により案内していますので、音声案内に従い「2」を選択してください。

